

(カラーアスファルト混合物用)  
カラー骨材 (黄系・赤系) 特記仕様書

第 1 条 総 則

1. 1 目 的

本特記仕様書は、名古屋市緑政土木局が所管する、通学路・交差点・バスレーン等の車線をカラー化・明色化により区分することによって安全で円滑な交通に寄与するカラーアスファルト舗装の表層材料として用いられるカラーアスファルト混合物の主骨材としてのカラー骨材の適用にあたり、適切な品質・配合を規定することを目的とする。

1. 2 その他の事項

本特記仕様書に記載されていない事項については、請負工事等関係規定、設計図書、土木工事標準仕様書 (名古屋市緑政土木局)、舗装設計施工指針および舗装施工便覧を適用する。

第 2 条 使用材料

本特記仕様書が規定するカラー骨材は、黄系および赤系のカラー舗装に使用・適用する主骨材材料であり、以下の項目に示す品質を満たすものでなければならない。

2. 1 カラー骨材の色彩

カラー骨材の色調については事前に、監督員の承諾を得なければならない。

2. 2 カラー骨材の粒度範囲

カラー骨材の粒度は、6号砕石 (13~5 mm) (JIS A 5001) の粒度に適合するものを用いなければならない。

2. 3 カラー骨材の物理的性状

カラー骨材の物理的性状は、表-1に示す品質規格に適合するものでなければならない。尚、同骨材の吸水率、すりへり減量、および2-2に示すふるいわけ試験の3項目については、本件加熱混合物当初出荷時及び250 t毎に物理的性状試験を受けるものとする。

表-1 カラー骨材の品質

項 目	規 格 値
吸水率 (%)	3.0 以下
すりへり減量 (%)	30 以下

第 3 条 カラー骨材の配合

カラー骨材には、人工的に焼成したカラーの骨材または、天然産のカラーの骨材がある。カラー骨材の使用に際しては通常の骨材と異なった密度等物性に留意した配合を行わなければならない。(密度補正等は適切に行うこと) また、カラー骨材の配合率決定に際しては以下の項目に示す基準を満たすものでなければならない。

3. 1 カラー骨材の配合率

カラー骨材の配合率 (質量比) は、表-2を標準とする。

表-2 カラー骨材(天然産)配合率(質量比)標準

項目	黄系骨材配合率	赤系骨材配合率
カラー密粒度混合物	60%程度(56%以上)	50%程度(46%以上)
カラー排水性混合物	84%程度(80%以上)	50%程度(46%以上)

### 3.2 配合率の管理

カラー骨材は、配合率の変動によって長期的な所定の色調が得られない危険性がある。そのため、本市監督員の立会いのもと、カラーアスファルト混合物の試験練り時および出荷当初にホットビン試料の抜き取り検査によって、カラー骨材の配合率および使用量の確認を行うものとする。

また、ホットビン試料の抜き取り検査計画書を事前に本市監督員へ提出して承諾を得なければならない。

### 3.3 その他

その他不明な点は、本市監督員と協議しなければならない。

以上